

< 説明会テキスト >

平成19年度改正意匠制度 運用説明会



特許庁

はじめに

「意匠法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第55号)が平成18年6月7日に公布され、意匠法の主たる改正項目(意匠権の存続期間の延長、画面デザインの保護の拡充、意匠の類似の範囲の明確化、部分意匠等の保護の拡充、関連意匠の保護の拡充、秘密意匠の保護の見直し)につきましては平成19年4月1日より施行されました。

本テキストは、「意匠法等の一部を改正する法律」の改正項目のうち、意匠に関する改正項目の審査運用について説明するものです。

このテキストは平成19年4月末現在のものです。

法律改正の概要

1．権利保護の強化

【画面デザインの保護の拡充】（平成19年4月1日施行）

物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護するものとする。（意匠法第2条第2項）

【部分意匠等の保護の拡充】（平成19年4月1日施行）

部品・部分意匠の出願に係る時期的制限を緩和する。（意匠法第3条の2）

【関連意匠の保護の拡充】（平成19年4月1日施行）

関連意匠の出願に係る時期的制限を緩和する。（意匠法第10条）

【意匠権の存続期間の延長】（平成19年4月1日施行）

意匠権の存続期間について現行の15年から20年に延長し、第16年から第20年までの登録料を設定する。（意匠法第21条、第42条）

【秘密意匠の保護の見直し】（平成19年4月1日施行）

出願と同時にされていた秘密意匠の請求可能時期について、登録料の納付と同時に請求することも可能とする。（意匠法第14条）

【意匠の類似の範囲の明確化】（平成19年4月1日施行）

意匠の類似について、最高裁判例などにおいて説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを明確に規定する。（意匠法第24条）

【新規性喪失の例外の適用規定の見直し】（平成18年9月1日施行）

新規性喪失の例外の適用を受けるために必要な証明書類の提出期限を延長し、出願から30日以内とする。（意匠法第4条）

2．模倣品対策の強化

【権利侵害行為への「輸出」の追加】（平成19年1月1日施行）

実施の定義に輸出を追加し、模倣品の輸出を侵害行為として、水際で差止めることなどができるようにする。（意匠法第2条第3項）

【権利侵害行為への「譲渡目的所持」の追加】（平成19年1月1日施行）

侵害物品の譲渡等（譲渡、貸渡し、輸出）を目的としてこれを所持する行為をみなし侵害規定に追加する。（意匠法第38条）

【刑事罰の強化】（平成19年1月1日施行）

侵害罪に係る量刑を引き上げるとともに、法人重課に係る罰金額の上限を引き上げるなど、刑事罰の強化を行う。（意匠法第69条等）

- 目次 -

本編

第1部	意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の審査運用について	
1.	改正の趣旨	4
2.	従来の特許対象との違い	5
3.	画像を含む意匠の意匠登録出願における願書・図面の記載	8
4.	願書及び図面の記載に関する具体的な事例	14
5.	画像を含む意匠の登録要件	19
6.	画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願	36
7.	その他、従来の審査基準に準じて運用される規定	39
第2部	改正意匠法第3条の2の審査運用について	
1.	改正の趣旨	42
2.	改正法の審査運用について	43
3.	経過措置	44
第3部	改正意匠法第10条（関連意匠）の審査運用について	
1.	改正の趣旨	49
2.	改正法の審査運用について	50
3.	経過措置	52
4.	意匠法第9条（先願）の取扱い	54
5.	同人による類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	55
第4部	その他の改正項目について	
1.	意匠権の存続期間の延長	62
2.	秘密意匠の保護の見直し	63
3.	意匠の類似の範囲の明確化	64
4.	新規性喪失の例外規定の見直し	65

資料編

1. 意匠法（改正条文）
2. 意匠法等の一部を改正する法律附則
3. 意匠法施行規則様式（様式第2、様式第6、様式第18）
4. 意匠審査基準（改正部分）
5. 同人により同日又は異なった日にされた二以上の類似する意匠登録出願の取扱い